

第4章

雑踏警備の計画から実施まで

第1節 事前準備

1 基礎知識の涵養

(1) 雑踏に対する理解

雑踏の特色は、

- 不特定多数の人々の集合体である。
- 個々人の信仰、慰安、娯楽のための集合体である。
- 多くの場合、突如として生ずるものではなく、その集合があらかじめ予想できるものである。

ということを認識するとともに、雑踏の性格（軽薄性、無責任性、興奮性、暴力性、直情性、付和雷同性）について、平素から雑踏現場や文献、報道等により理解に努める。

(2) 過去の雑踏警備実施や事故事例及び群集密度等の研究

過去の雑踏警備における問題点や事故事例、有効面積の算定等による定員、滞留人員、入・退場の方法、雑踏密度と収容能力との関係、群集密度と移動速度の関係、規制（梯団分割等）方法等について調査、研究する。

(3) 部隊指揮要領等の習熟

現場の状況に応じた的確な部隊指揮が行えるように、雑踏警備の法的根拠及び雑踏に伴って生じる各種犯罪の取締りについて必要な関係法令の研究に努める。

(4) 広報要領の研究

雑踏現場における各種広報が、現場の状況に即するとともに、群集の理解と共感が得られるような広報要領等を研究・習熟する。

(5) 無線通話要領等の習熟

各部隊が有機的に連携し、効率的な運用がなされるためには、通信資機材の効果的な活用が不可欠である。このため通信機器の種類、性能、通信構成、通信要領及び保守管理など基礎的事項の習得に努める。

2 実態の把握及び基礎資料の収集、整備

平素から、雑踏警備に必要な行事、イベント等の会場となる施設に関する基礎資料の収集整備（写真、図面の添付等）に努める。

(1) 定例的行事

祭礼等の定例行事で重要なものについては、

- 会場周辺図
- 会場図
- 警備要図

に基づき調査を行い、その実態を明らかにするとともに、内容に変更があった場合は、その都度補正し常に活用できるようにする。

(2) 非定例的行事

市民会館、体育館等イベント会場となり得るべき施設について、使用規則、施設の構造、定員等の実態を把握しておくとともに、上記定例的行事に準じて資料化する。

(3) その他

多くの人出が予想される人気タレント等について、氏名（グループ名）、年齢、所属事務所、過去における集客度、群集の質（年齢層、性別割合等）等に関する資料を収集する。



3 装備資機材の点検整備

装備資機材は、警察の執行力を高める強い武器（味方）である。

いくら優れた装備資機材であってもその取扱いの不備や不整備等で活用できなければ、それは「絵に描いた餅」に過ぎない。よって普段から

- 装備資機材の長所、短所等の特徴点について習熟すること。
- 取扱いの練度を高めること。
- 取扱いの都度、不備な点がなかったか整備を図ること。

等を実施し、その効果的な活用に努めることが必要である。

4 行事内容等の早期把握

管内で開催予定（見込み）の花火大会、コンサート、祭礼、その他の行事等の早期把握に努める。

その行事などの内容等により主催者、管理者及び関係者を事前に招致し、

- 行事等の内容（中止又は延期の有無等を含む。）
- 主催者、管理者及び関係者

- 連絡責任者、現場責任者
- 会場の構造及び収容能力
- 参集者の質と層及び最盛時の人出予想数
- 輸送計画（利用交通機関及び道路）
- シャトルバス使用の有無
- 駐車場収容可能数及び駐車予想台数
- 自主警備体制
- その他過去の状況等警備上必要な事項
- 保険加入の確認（参考）

等について聴取して、警備措置等を検討する。

その結果、雑踏警備を実施する場合は、実施の概ね1箇月前までに本部長に「雑踏警備実施報告書」（別記記載例1参照 地域部地域課経由）により報告する。



5 事前協議

前記検討結果により、開催予定の行事等が次のいずれかに該当する場合は、主催者への対応、警備実施計画の策定等について警察本部地域部地域課と協議を行う。

- (1) 1日当たりの人出予測が5万人以上で、新規に開催が計画され、または開催場所若しくは行事内容の大幅な変更が予定されている行事等
- (2) 1日当たりの人出予測が10万人以上の行事等

- (3) 地域における治安情勢及び道路整備などの交通環境の変化や都市化の進展などから雑踏事故又は群集等による不法事案の発生が予測される行事等

第2節 主催者への対応

行事等の開催時期、場所について、観衆の安全面を確保する観点から必要により書面による報告を求め、また書面による指導、助言等を行う。

なお、早い段階から警察の意見を反映させるために、実行委員会等に、アドバイザー的立場から参画することも効果的である。



1 主催者に対する指導、助言及び連携の確保

警察が主催者等に対し、雑踏事故防止上の観点から指導、助言すべき事項、とらせるべき措置は次のとおりである。

なお、指導、助言に当たっては、その経緯を確実に記録するとともに、安全対策面について主催者等により強く責任の自覚を促す必要がある場合は、書面（別記記載例2参照）を交付する。

また、行事等のうち新規開催のもの、あるいは開催場所、行事内容の大幅な変更が予定されているものについては、主催者等に専門家の意見を聴取するよう促す。

(1) 主催者側の責任体制の確立

ア 責任感の醸成

主催者は、行事等の開催により雑踏を生じさせる原因者として、自主警備を実施すべきであることを事前に指導するとともに、万が一死傷者が出る等の事態が発生した場合には、刑事及び民事上の責任を追及されるおそれがある旨を告知するなど、責任について十分自覚させる。

そのためには、「予算」枠内での自主警備体制固持姿勢を排除させる必要がある。

イ 責任者の選定

責任者には、実質的な権限、知識、経験及び能力を有する者を選任させるとともに、責任体制を明確にした運営組織図を提出させるなど、主催者側の責任体制を確立させる。

ウ 警察との連絡体制の確立

主催者側には、警察との連絡窓口となる連絡責任者を定めさせ、連絡体制を確立させる。

この場合、主催者側に各担当部門ごとの連絡責任者等を記載した連絡体制表を作成させ提出させる。

なお、警察側も主催者側との窓口として、警察署雑踏警備実施主任者（地域官又は地域課長）を充てるとともに、支障がなければ警察側の警備体制、配備箇所等も明示する。

(2) 自主警備体制の確立

ア 自主警備員

行事等の規模、性格に応じた十分な警備体制を確保させるとともに、自主警備員についても事故防止に知識、経験、能力を有する人材を最大限充て、事前に自主警備員に対し、任務等を具体的に付与させる。

前記自主警備員については、観衆からの願い届への対応、相互の連携等の面から、その服装を目立つ色の統一性を持たせたものにさせることが望ましい。

なお、主催者側が自主警備の一部を警備業者に委託した場合であっても、主催者側の責任が免れるものではないことを十分自覚させるとともに、自主警備員の動員について、極端な縮小がないようにさせる。



服装の色を統一した自主警備員

イ 現場活動

(ア) 動線の安全確立

主催者には、十分な警備員を配置して動線の安全を確立させる。

特に、参集者が過密となった場合に、迂回路の誘導體制及び分断規制による警備体制を確立できるよう十分な警備員を配置させる。

(イ) 参集者の動向及び群集密度の把握

主催者には、当日警備員を運用して参集者の動向及び群集密度を的確に把握させた上、拡声器、案内看板、ロープ等の資機材を活用して、無秩序な人の往来や滞留を防止させる。

また、参集者が過密となった場合、警備員をして参集者の分断、進入規制、迂回等適切な措置をとらせ、参集者の圧力を緩和させて雑踏事故の発生を未然に防止させる。

(3) 自主警備計画の作成

会場等の安全許容人数を把握の上、迂回路、避難場所、警備員の配置、広報手段等について、雑踏事故を防止するための自主警備計画書を作成させ、可能な限り早めに警察へ提出させる。

なお、受領した自主警備計画については、事故防止の見地から十分な検討を加え、その計画に不備な点がある場合は、是正を指導するなど、警察の指導事項を確実に遵守させる。

(4) 設備・環境の整備

ア 会場及び周辺

会場及びその周辺においては、次のような措置を講じさせる。なお、この場合、案内板、防護柵、ロープ、カラーコーン等、資機材の積極的な活用を図らせる。

- (ア) 危険箇所への立ち入り禁止及び転落防止措置
- (イ) 放置バイク、自転車等障害物の撤去
- (ウ) 突起物や通路の段差等に対する危険防止措置
- (エ) 幅員の確保（緩衝帯の確保）
- (オ) 入場者の一方通行又は相互通行における明確な中央線設定による分離
- (カ) 避難路の確保
- (キ) 救護所の設置
- (ク) 適正な収容人員の厳守
- (ケ) 予備スペースの確保
- (コ) 十分な照明の確保
- (ク) 行事に伴う仮施設（舞台、栈敷等）の安全管理



仮設階段

- (シ) 滞留防止のための遮へい物（いわゆる目隠し）の設置
- (ス) その他行事等の内容に応じた適切な安全整備

イ ゴミ対策

爆発物等その他の危険物を放置させないため、ゴミ箱の設置数や設置場所等の検討をするとともに、ゴミの随時回収を行わせる。

(5) 露店対策

露店は、祭礼には欠かせぬものとなっており、地方によっては露店そのものが祭礼の出しものとなっている。

露店は、その効果として、祭礼のムードを盛り上げるだけでなく、観衆の誘導や引き止めにもなるが、反面、出店場所によっては、人の流れを変化させたり、滞留を生じさせたりする。

- したがって、主催者側において第一次的には次のような指導をさせる。
- ア 動線上の危険箇所や観衆が、集中しやすい会場出入口付近等には出店させない。
 - イ 道路上の露店配置は、原則として道路片側配置とする。
 - ウ 行事開催中の露店の移動はさせない。

(6) 事前告知広報

行事等の開催場所への来場者が当日混乱しないよう、開催日の相当前に、行事の開催を告知する広報の際には、

- 行事等の概要
- 車両の交通規制と迂回路
- 駐車場及び駐輪場の有無と「有り」の場合はその場所
- 公共交通機関の案内
- 会場周辺における歩行者等の動線と迂回路
- 案内所、救護所、トイレ等の場所
- 例年の混雑場所、状況及びそれに対する協力依頼
- その他事故を防止する上での必要事項



を併せて行わせる。

この場合、立て看板、横断幕等各種広報媒体の活用により広く周知させる。

2 主催者等との事前検討会

安全対策上の問題点をクリアするため、主催者等関係者との検討会を随時開催する。

- (1) 検討会には、消防等関係機関の出席を求めるとともに内容等に応じて全体会議、担当部門別会議（整理誘導、交通規制、安全施設等）を開催するなど、きめ細かい実質的なものとする。
- (2) 検討会には、警察署の担当幹部はもとより関係する本部各課員を出席させ、指導、助言が徹底されるよう配慮する。
- (3) 検討会においては、主催者側から行事等の内容、観客の動線、自主警備員の数、配置箇所、任務等が盛り込まれた自主警備計画を説明させた上で、警備上の問題点を抽出し、必要な指導、申し入れ等を行う。



- (4) 検討会においては、各関係機関（交通機関、医療機関、電力・電話会社、市町村等）への協力依頼事項と必要な連携が図られているかどうかを確認する。
特に、救急医療体制面では、救急車の前進配置、救護所の設置と同所への医師、看護師の配置について要請する。

3 合同の実地踏査

恒例的な行事であっても、雑踏警備は年ごとに条件や事情に変化が生じることから、各種情報を共有化するため、主催者等との合同実地踏査を1回以上行う。

実地踏査では、

- 現場及び付近の地形・地物、現場周辺の交通機関、交通量、道路の幅員及び照明度並びに気象の状況
- 建物又は施設の構造及び周辺の状況、特に収容能力、非常口、避難路及び避難場所
- 警備本部の設置及び部隊の配置に適切な地点

等を中心に綿密に調査、点検を行い、事件・事故等の原因となる事象の発見及び危険の除去に努めるほか、あらゆる角度から検討を加え、主催者等に対して不備、欠陥について必要な是正措置を執らせるとともに、警察の警備実施計画に反映させる。

(1) 事前の実地踏査

主催者側の計画案（初期）の段階で実施し、現場において行事計画、警備措置等について説明を求め、不備な点については是正を指導する。

(2) 確認のための実地踏査

主催者側への申し入れ事項が措置されているかどうかを確認するために行うもので、可能な限り主催者等と合同で行い、不備な点があれば、その場で指導し是正措置を執らせる。

～実地踏査で点検すべきポイント（例示）～



祭礼が開催される神社階段の一段ごとの状況（亀裂等）を確認



初詣の神社階段の勾配、階段の踏み幅、手摺りの強度等を確認



花火大会観覧場所

停泊中の船が当日の花火大会開催中にどうなるのかを確認（花火大会の時間帯や直前に離岸するとその空いたスペースに群衆が殺到する）



花火大会観覧場所

増水時にどこまで水没するかを確認

4 突発事案等発生時における措置

(1) 行事等の中止に関する事前協議

天変地異、事故等で当該行事の開催、あるいは続行ができない状態となった場合の中止の措置について、事前に主催者と協議する。

※ 中止の申し入れ

突発事案が発生し、行事等を続行することにより、人身事故等の発生のおそれと認められるときは主催者側の責任者に対し、行事等の中止を申し入れる。

(2) 不審物件等発見時における連絡方法等の協議

不審物件の発見、爆破予告等があった場合、群集を混乱させずに、迅速、的確な対応が必要である。このため、暗号等を使用した相互の連絡方法や措置要領を協議する。

不審物件等発見時三原則

触れるな

踏むな

蹴飛ばすな

(3) 避難誘導の措置

不審物件の発見、火災の発生、怪我人や急病人等に応じた避難経路、避難先、誘導方法等について協議する。この場合、避難あるいは誘導する対象人員が最大規模を想定したものを考えておく。

第3節 警察の雑踏警備

1 事前対応

(1) 事前広報

雑踏警備においては、混乱や事故を防止するために、群集の整理、誘導等その自由な行動を制限する種々の措置をとることから、群集の理解と協力が不可欠である。

このため、主催者はもちろん、警察においても行事等の概要、交通規制状況等事故防止上必要な事項について、テレビ、ラジオ、新聞等報道機関に積極的に資料を提供するほか、各種機関紙、広報紙等あらゆる広報媒体を利用し、事前広報を積極的に行う。

(2) 関係機関への協力要請等

雑踏警備の万全を期するためには、主催者と警察だけではなく、救急医療機関、海上保安庁、交通機関その他の関係機関との連携が不可欠である。そこで警察においては主催者を通じ、あるいは直接、関係機関に対し、事故防止のための事前措置、緊急時の措置等について協力を要請する。

ア 救急医療機関

会場等への医師・看護師の派遣、救急車の配備及び付近の救急病院に対する救急医療体制の確保を要請する。

この場合、多数の負傷者、病人等が発生した事態を想定した体制を要請する。

イ 交通機関

(ア) 鉄道、地下鉄、モノレール等

- 利用駅及び周辺の踏切への整理・誘導員の増配置
- 切符売り場、臨時改札口の増設
- コンコース、階段、改札等における規制、誘導
- ホーム上の混雑に伴う隣接駅での降車措置
- 臨時増発、連結車両の増車
- 適切な構内・車内放送

(イ) バス会社等

- 臨時バスの増発
- 交通規制区域外への迂回路線、停留所移設等の実施と事前広報の徹底
- 各停留所における整理・誘導員の配置
- 臨時停留所の設置

ウ その他関係機関

その他、行事等の内容により、消防、海上保安庁、電力・電話会社、レッカー会社等に対する協力要請を行う。

(3) 警備要員の応援要請

他警察署等からの警備要員の応援を必要とする時は、行事等の開催日の1箇月前までに、本部長に派遣要請（地域部地域課経由）を行う。

2 警備実施計画の策定

(1) 警備情勢の判断と基本方針の樹立

警備実施計画は、警察署にあっては雑踏警備実施主任者が中心となって企画、立案するものとし、

- 行事等の実態
- 主催者及び関係機関の行う事故防止措置の実態
- 会場及びその周辺の施設、環境的条件
- 参集者の質及び量
- 周辺の交通事情
- 宣伝、人気等の状況
- 開催時間等
- 平日・休日別、昼夜別、天候別

等を踏まえ、警備情勢を判断した上で最悪の事態を想定した基本方針を樹立する。

(2) 警備実施計画策定を目的とした実地踏査

現場に即した的確な警備実施計画を策定するため警察署幹部による綿密な実地踏査を行うものとする。



イベント会場実査



観客動線実査

(3) 警備実施計画策定の基本

警備実施計画は警備情勢や実地踏査で得られた事実、過去の教訓等を踏まえ、あらゆる状況の変化にも対応できるようにするため、次の点について配慮して策定する。

- ア 参集者の安全保護を目的とし、人身事故の未然防止を最重点とする。
- イ 開催場所の環境等は1年前はもとより、1箇月前とでも異なるという自覚のもとに、例年行われるものであっても、従来の計画を安易に踏襲することなく、新たな観点から検討し、行事等の内容及び現在の実態に適したものとする。
- ウ 部隊の配置は、危険又は混乱が予想される箇所を重点とし、各部隊員の担当区域、具体的任務を明確にする。
- エ 警備（指揮）本部と部隊相互間の指揮命令系統を明確にする。
- オ 警備本部等の設置については、部隊指揮、通信、交通等の諸条件を検討し、適切な場所を選定する。
- カ 突発事案に的確に対応するため、可能な限り予備部隊を確保するほか、各部隊には二次的任務を付与するとともに、措置要領を具体的に明示する。
- キ 装備資機材を積極的に活用する。

(4) 警備実施計画の区分

雑踏警備実施計画は、警察署において策定する。ただし、次の場合は、警察本部において策定し、または調整する。

- ア 警備の規模が特に大きく、長期にわたるとき。
- イ 警備が二つ以上の警察署の管内に及ぶとき。
- ウ その他警察本部長が指示するとき。

(5) 警備実施計画策定要領（警備実施計画の内容）

警備実施計画の策定に当たっては次の事項を重点に本要領に沿ったものとする。

ア 警備実施計画の名称

行事等に応じたもの。

イ 行事等の概要

日時・場所、行事等名、主催者・現場責任者、行事内容、予測人出数（前年の人出数）等を明記する。

ウ 警備方針

警備方針は、警備情勢を的確に判断し、群集による雑踏事故防止等安全確保の観点から樹立する。

エ 警備体制

(ア) 警備本部等の設置

行事等の規模・性格等によっては、組織的に情報を集約し、一元的に指揮が執れるよう警察署警備本部、現地警備本部を設置するとともに、警備が長期間に及ぶ場合には、必要に応じて、補給班等も設置する。

(イ) 指揮・命令体系の確立

報告・連絡、指揮・命令が迅速かつ確実に伝わるよう指揮体系を明確にする。

(ウ) 警備部隊の編成及び任務

部隊の全体構成、個々の部隊員の任務を具体的に示すとともに、各部隊間において相互支援がとれるものとする。

オ 警備要点

実地踏査等の結果を踏まえ、著しく混雑する場所及び危険な道路、石段等の転倒しやすい場所、階段・橋・トンネル・その他群集の逃げ場のない場所等を明らかにする。

その際、物理的要因のみでなく行事の進行や天候の変化等による状況の移り変わりを十分念頭においたチェックを行う。

カ 危険防止の措置

上記警備要点等に対する事故防止のための措置を具体的に示す。

キ 交通規制

予想される人出に応じた合理的な整理対策を立て、必要な範囲にわたる車両の通行禁止又は制限、その他の交通規制を行う。

ク 広報活動

(ア) 広報文案の事前作成

予想される状況を想定して事前に適切な広報文案を作成する。

(イ) 主要地点における現場広報体制の確立

交差点、会場出入口等の要衝においては、広報台等を設置するとともに、あらかじめ指名された広報員を配置する。

(ウ) 積極的な各個広報

広報は、前記広報員のみならず現場の状況に応じて警備部隊の全員が積極的に行うよう徹底する。

この場合、広報に関する現場責任者（班長）を指定し、当該責任者の統率の下、各個広報が実施されなければならない。



ケ 装備・服装

(ア) 装備資機材

- a 主催者、警備会社等が用意するものと併せ、トラメガ、ロープ等の必要資機材を携行する。
- b 広報車、指揮官車、投光車等の車両を帯同する。
- c 情勢により、爆発物処理班、機動装備隊を配備し、必要な資機材を帯同・携行させる。
- d 仮設電話、無線機、監視カメラ、ヘリテレシステム等の通信資機材を的確に配備し、指揮命令の確保、実態把握等に有効活用する。

※ 通信資機材の設置依頼は、次の要領で行う。

(イ) 服装

- a 任務に応じた服装を指定する。
- b 私服員が立ち入り禁止区域に入る場合は、腕章等を着用し身分を明らかにする。

コ 事件事故発生時の措置

部隊投入までの間、個々の現場警察官が第一次的にとるべき措置を中心に示す。

サ その他

(ア) 通信要領

有線、無線通信の機能が最大限に活用され、警備本部、警備部隊間の相互連携が効率的になされるよう、効果的な運用計画を作成する。

- a 警備の呼称名、部隊の呼び出し名称、会場呼称を明記する。
- b 通信系（主幹系、部隊長間系統）を指定する。
- c 各無線機ごと、その性能に応じて、予備電池交換時期、方法を示しておく。
- d 突発事案発生時には、至急報で通話させる。
- e 関係先電話番号一覧表を作成し、各部隊員に携帯させる。

相互連携



(イ) 人出報告要領

報告時刻及び報告要領を示して簡潔に報告させる。

この場合、群集の密度を最大関心事とし、滞留に関するものは必要に応じ適宜報告させる。

(6) 警備部隊員に対する警備実施計画の周知徹底

ア 警備対策会議の実施

個々の部隊長（必要に応じて部隊員全員）を招致して、警備対策会議を実施する。

なお開催時期については、警備対策会議で抽出された問題点を警備当日までに解消させる必要があることから警備当日より相当前もって行う必要がある。

イ 警備部隊員による実地踏査

警備部隊による実際の警備の時間帯に合わせた実施踏査を行い、個々の部隊員の配置箇所、任務、留意点等についての確認を行う。

ウ 教養及び訓練の実施

警察署長等の幹部は、個々の部隊員に任務を具体的に指示するとともに、群集の特性、受傷事故の防止、活動要領及び関係法令等に関する教養を行うほか、

- 治安警備実施とは、本質的に異なることなど雑踏警備実施の特殊性について自覚させること。
- 常に親切を旨とし、泥酔者等のいやがらせに対しても不用意な言動はしないこと。
- 警備本部等への報告、連絡を活発に行うとともに、雑踏警備実施全体の状況の掌握に努めること。

を周知徹底する。

また、部隊幹部による個々の部隊員に対する想定に基づく訓練を実施する。



3 現場対応

(1) 警備本部の設置等

関係警察署は、指揮の一元化を図るため、警察署及び現地に警備本部を設置する。

なお、現地警備本部については、主催者側等関係機関と相互に連携がとれる場所に、設置することを基本とする。



ア 警備本部の運用

- (ア) 警備本部長は、警備本部にあって本部要員を指揮し全般についての把握と総合的判断に努めるほか、必要により直接現地を巡視し、適切な部隊運用を行う。

なお、警備本部長は、現地の巡視等で警備本部を離れる時には、緊急事態に迅速、的確に対応できるよう常に伝令を帯同する。

- (イ) 警備本部の幕僚等は、警備本部の機能を十分発揮できるよう相互に連携して警備本部長を補佐し、係員は命ぜられた事務を忠実に遂行する。

イ 主催者等との連絡体制の確保

現地警備本部は、主催者等と併設するだけでなく、相互に連絡員の派遣を行うなど、連携に齟齬を来さないよう配慮する。

(2) 警備部隊の運用

ア 警備実施計画の周知徹底

各級指揮官は、部隊を掌握し、明確な指揮を執るとともに、各部隊員の配置場所及び具体的任務について再徹底する。

イ 弾力的な運用

警備本部では、主催者側の自主警備を先行させるが、主催者側の自主警備の状況を総合的に判断し、必要により警察部隊を投入するなど、部隊の弾力的運用を図る。

(3) 現場広報

動線等で滞留が生じ、その状態が長くなると、滞留の中の群集には、不安感やイライラが生じ、これを放置すると思わぬ事故を誘発するおそれがある。

そのため、広報用資機材を最大限に活用し、積極的な現場広報を実施する必要がある。

なお、当日の個々の現場広報に当たっては、警備部隊員全員がその時々
の状況（行事の進行状況、現在混雑しているその理由等）に関する情報の積極的収集に努めなければならない。

ア 一般的留意事項

- (ア) 警備部隊員全員が広報の重要性、必要性を十分認識し、タイムリーな広報の実施に努める。
- (イ) 警備部隊の活動状況、雑踏状況、交通規制状況と連動した内容の広報を実施する。
- (ウ) 群集の心理状態を洞察して、これに対応した広報を行い、群集の協力と納得を得るよう努める。
- (エ) 案内、呼出、誘導、警告等の広報区分をよく理解、認識して実施する。
- (オ) 単調で執拗な広報は、逆に反感を持たれたり、また、あまり危険性を強調すると逆に群集心理をあおり立てたりするので注意すること。

イ 広報文案の作成（別記1参照）

(ア) 平易な言葉を

警察用語、専門用語、難解な言葉、同音異義語はなるべく避け、小学生でも分かるような平易な言葉を使用する。

拾得物 ————— ひろいもの

遺失物 ————— おとしもの

(イ) センテンスを短く

放送文書は、短文の積み重ねがよいと言われており、センテンスの長さは45字前後が適当とされている。

このため一つの文に多くの事項を盛り込まないようにするとともに、「このため」、「そして」、「しかし」等の接続詞を用いて短文を積み重ねる。

(ウ) 結論を先に

普通の書き言葉とは逆に「ご参拝中の皆さん、前の人を押したり、走ったりしないでください。」などと英語的に結論を先にもってくる言い方で、その後、必要に応じて「境内は大変混雑してまいりました。押したり、走ったりすると前の人が転んで怪我をしたりして大変危険です。」と補足的に理由を述べておく。

(エ) 適当な間合いを

話しながら間をおいて、その間、聞き手の理解を待ち、それから次の語句を発することが必要である。

この間合いについては、話の内容、その場の状況などからどれくらいが適当であるのかは、一概には言えないが、一般的には

- 1秒以上 ———— 文章の句と句の切れ目
- 2秒以上 ———— 文章の切れ目
- 3秒以上 ———— 相手に問いかけや質問をしたとき

とされている。

(オ) 話し言葉による自然な表現に
誰の耳にも分かりやすい普通の話し言葉でセンスのよいものを心掛ける。

(カ) 突発事案等の発生を想定した文案も準備
突発事案等が、発生した場合、広報活動を積極的に行って、群集に対して、その協力を求めて混乱の鎮静化と不安感等の除去を図っていく必要がある。

あらかじめ、予想される事案を想定した文案を準備する。

ウ 事前訓練

(ア) 自信のない広報は、聞く人に不安と危惧を生じさせるので、広報者自身が直接現場を見て事前に作成した広報文案を補正するなどし、自信のある広報ができるよう徹底した事前訓練をする。

(イ) 広報内容が、誤って受け取られないことがないように事前に警備関係者以外の係員に聞いてもらうなど、言葉や数字の使い方等を検討する。

エ 広報資機材等の整備点検

(ア) 広報資機材の点検
拡声器、電源等の整備点検を十分に行い、有事の活用に備える。

(イ) 広報環境の変化
地形、地物、風向き等、現場の状況を把握し、広報拠点、音量等の点検を実施する。

オ 広報の実施

- (ア) 案内・呼出・誘導広報は「親切」を基本とするが、突発事故等の発生、または、そのおそれがあるときは、厳しい語調で拡大防止、避難誘導等、事態収拾に向けた注意・指導・警告的な広報を実施する。
- (イ) 発音及び音声は、標準語を用いて落ち着いた調子で行い、状況に応じて柔軟性を持たせる。
- (ウ) マイクを意識せず自然な「話しかけ口調」で行い、主要な語句は、明瞭に放送する。
- (エ) 語調の遅速、高低、強弱を持たせる。
- (オ) BGMの活用を検討する。

(4) 装備資機材の活用

ア 通信資機材の活用

- (ア) 雑踏警備における情報の共有化は極めて重要であるので、無線の不感地帯を把握し、必要により中継点及び有線電話を設置する。
- (イ) ヘリテレ、交通管制モニター等を有効に活用する。

イ 規制関係資機材

- (ア) サインカー、立て看板、横断幕等の表示内容、配置場所を確認する。
- (イ) テープ、ロープ、カラーコーン、スタンション等は現場の状況に応じて活用する。

ウ その他

- (ア) 照明資機材（投光車、投光器等）等は、突発事故等の発生時の運用を含めて準備する。

- (イ) 夜光チョッキ、赤色灯は、各現場従事員に携行・活用させ、受傷事故防止に万全を期す。

(5) 交通規制等

ア 交通規制の実施

交通規制は、必要最小限の時間、区域及び方法によることを原則とし、主管課と検討して実施する。

イ 交通整理活動等の実施

(ア) 交通整理員の配置

交通整理員を要点配置し、必要な交通整理を実施する。

(イ) 信号機の運用

信号機を滅灯・点滅・手動などの特別な運用をする場合は、警備本部等と連携して実施する。

(ウ) 違法駐車車両の排除の徹底

違法駐車車両については、現場広報活動を実施するとともに、レッカー車により移動措置をとる。

ウ 交通情報の報告

各交通要点における交通状況等の報告については、時間帯を指定して行わせる。ただし、特異なものについては即報させる。

エ 露店等の道路不正使用の取締り

露店等による道路の不正使用事犯があれば、すみやかに排除する。とりわけ、会場、周辺道路、バス・タクシーの臨時乗降場所、駅の出入口、通路等混雑が予想される場所については、直ちに排除する。

(6) 悪天候時の対策

ア 行事中止・一部中止・延期（以下「行事中止等」と言う。）時の措置

- (ア) 気象条件等による行事中止等の措置については、群集の安全確保のため、予め定めた主催者側の基準を遵守させる。
- (イ) 主催者の行事中止等は、前日を含め早い段階に判断させる。
- (ウ) 行事中止等に伴う関係機関への連絡及び広報は、主催者に実施させる。

イ 群集等の整理誘導対策

- (ア) 駅のホーム、階段、通路等一時的に群集が集中する場所に部隊を配置して混乱等の防止に当たるとともに、整理誘導等の広報を徹底する。
- (イ) 凍結、増水等による危険箇所での積極的な広報、迂回措置等を実施する。

(7) 危険等の予兆現象の把握と即報

群集は不特定多数人の集まりであることから、容易に群集心理に支配され、ささいな原因により思わぬ事故を惹起させる場合がある。警察の責務としては、予兆現象を早期に把握して当該原因を除去するとともに、先制的な分断、誘導等の措置を講じて雑踏事故の未然防止を図っていく必要があるため、次の事項を徹底する。

ア 常に雑踏状況を視野に入れ、特異動向や予兆現象の把握に努めるとともに、これを認知した場合は、速やかに警備本部等に即報する。

なお、雑踏状況については、主催者と連携して、組織的に、その混雑度を群集密度、滞留の有無により、具体的かつ明らかにする。

イ 警備本部等においては、速やかに予備隊等を投入して、早め早めに分断、誘導をするなど事故等への発展を未然に防止する。

(8) 事故発生時の措置要領

一旦突発的な事案が発生して混乱が生ずると、收拾がつかない事態に発展するおそれがある。的確な部隊運用、広報、交通規制等の措置により、その拡大防止を図るとともに、冷静沈着に負傷者を救出、救護し、事態の早期收拾に当たらなければならない。

ア 事故概要の把握と即報

事故を認知した際には、直ちに発生時間、場所、負傷者の有無等事故の概要と応援の必要性を即報し、以後逐次、負傷者数、負傷程度等具体的状況を報告する。

イ 負傷者等の救出・救護と避難等の措置

救急隊との連携を図りながら、被害者等の救出・救護部隊、群集整理部隊（あらかじめ指定しておく）を投入して、速やかに被害者等を救出・救護するとともに、群集の避難、誘導を行う。

ウ 事態の收拾措置

(ア) 群集の分散

- a 警戒線を設けて、群集の避難場所への誘導、分断措置等による空間エリアを確保する。
- b 参集者に対する、周辺最寄り駅・交差点等での来場制限、迂回・誘導等を実施する。

(イ) 広報活動の徹底

混乱の制止と人心の安定を図るため、主催者との連携による速やかな事故概要に関する広報を行い、事故の拡大防止に対する協力を得るよう努める。

この場合、事故の概要について、生々しい表現は避ける。

(ウ) 行事の中断(中止)措置

主催者等に対し、行事の中断、中止について指導する。

エ 被害実態等の把握

(ア) 被害調査班の病院等への派遣

負傷者及び負傷程度の早期把握を図るとともに、家族等に連絡を行う。

(イ) 事件化に向けた措置対策

将来における業務上過失致死傷等事件としての対応を念頭に置いて、現場保存等を確実に行うとともに、主催者側責任者、参考人等関係者を確保する。

(ウ) 報道対策

総務部県民広報課等本部関係課との連携による報道対策を確立する。

4 事後対策

(1) 実施結果の把握と警備実施計画の検討、見直し

- ア 雑踏警備終了後、当該雑踏警備に従事した警察職員に対し、アンケート方式による従事結果に関する調査等を行い、事後の警備実施計画に反映させる。
- イ 当該警備において雑踏が過度に集中した箇所や問題点を把握して、警備実施計画の見直しを図る。

(2) 主催者等との事後検討

- ア 主催者等との反省検討会を早急に実施し、自主警備の実施方法について改善を申し入れる。
- イ 祭礼等の伝統行事の問題点については、行事が終了した段階から主催者（住民）との十分な検討会を行い、長期的な展望に立った改善に配慮する。

(3) 雑踏に関する問題点の申し継ぎ

雑踏警備現場で認知した危険な状況は、たとえ一瞬のことであろうとも、いずれ事故が起きる予兆であり、今後の雑踏対策上の重大な問題点として確実に記録し、雑踏警備実施主任者等の人事異動があった場合には、後任に確実に申し継ぐ。